

青勞発基 1011 第 1 号
令和 5 年 10 月 11 日

青 森 県 知 事 殿

青 森 労 働 局 長



賃金の適切な支払及び賃上げの環境整備のための協力依頼について（要請）

時下、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

労働行政の運営につきまして、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年 8 月 10 日に開催された青森最低賃金審議会において、青森県最低賃金の答申（「時間額 898 円」本年 10 月 7 日改正発効）の際に、「県内の中小企業・小規模事業者の労務費等の上昇分が適切に転嫁されるよう、発注者の誠実な価格交渉を促進する等の実効ある取組を行うこと」とする政府への要望が、青森最低賃金審議会会長からなされました。

こうしたことも踏まえ、年度途中の最低賃金額改定後も、県の発注による契約先の事業場において、適切な賃金の支払いがなされるよう、引き続き発注時における特段の御配慮をお願い申し上げます。

また、本年 9 月 19 日の「企業収益と賃上げの好循環の実現に向けた価格転嫁の円滑化に関する共同宣言」（以下「共同宣言」という。）では、賃上げできる環境整備について、共同宣言の当事者が相互に連携し、実施することとされました。青森労働局におきましても、賃上げに関する助成金制度など各種支援策を実行してまいりますので、県内の中小企業・小規模事業者が賃金の引上げを行うことができるよう引き続き御協力をお願いいたします。

担 当

青森労働局労働基準部賃金室
青森市新町二丁目 4-25
電 話 017-734-4114